

郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事 仕 様 書

1 工事名称及び場所

- (1) 工事名 郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事
- (2) 場所 郡山市西庁舎（福島県郡山市桑野一丁目 1-1）

2 事業の目的

本工事は、郡山市西庁舎の空調設備等について、「郡山市気候変動対策総合戦略」を踏まえ、Net Zero Energy Building（以下「ZEB」という。）基準に適合した改修工事を実施することを目的とする。

3 基本事項

本工事は、次の基本事項を満たすように実施する。

- (1) ZEB の定義に基づく、ZEB Ready 以上の認証基準を満たすこと。なお、設計一次エネルギー消費量比の算定にあたっては、エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）標準入力法を使用すること。また、空調負荷計算においては、非常空調負荷計算（Energy Plus、The BEST Program 等）で行うこととする。
- (2) 「別紙 1 要求水準書」を満たすこと。
- (3) 本工事全般について ZEB プランナーが関与すること。
- (4) 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）における ZEB 認定取得手続きは、設計後速やかに行うこと。
- (5) 設計図書とは、郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事に係る公募型プロポーザル実施要領に基づく企画提案書等提出書類、本仕様書、特記仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書、質問回答書、設計業務における成果物をいう。
- (6) 次に掲げる事項の適用について、あらかじめ発注者と受注者で協議すること。
 - ア 設計変更ガイドライン
 - イ ウィークリースタンス
 - ウ 週休 2 日等促進工事（発注者指定型）
 - エ 遠隔臨場活用
 - オ A S P（情報共有システム）
 - カ 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する工事
 - キ C C U S 活用工事（推奨工事）
 - ク C C U S 活用工事（義務化工事）
 - ケ 建設副産物処理に係る条件
 - コ 熱中症対策対象工事
 - サ クマ対策
 - シ 労務費ダンピング調査

4 工事の概要

(1) 設計業務（申請支援を含む。）

ZEB Ready 以上の認証基準を満たし、かつ、「別紙 1 要求水準書」を満たすよう設計を行い、建築物エネルギー性能表示制度（BELS）による ZEB 認証取得手続きを行う。また、脱炭素化推進事業債の申請に係る支援を行う。

詳細は「別紙 2 郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事（設計業務）特記仕様書」のとおり。

(2) 工事監理業務

設計業務の照査を行うとともに、「別紙 1 要求水準書」を満たすよう工事監理を行う。

詳細は「別紙 3 郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事（工事監理業務）特記仕様書」のとおり。

(3) 改修工事

設計に基づき改修工事を実施する。

詳細は「別紙 4 郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事（改修工事）特記仕様書」のとおり。

5 履行期間

郡山市議会の議決を得た日の翌日から令和 12 年 1 月 18 日まで

6 成果物・提出書類等

- (1) 設計業務成果物一式（特記仕様書に記載）
- (2) 工事監理業務成果物一式（特記仕様書に記載）
- (3) 改修工事成果物一式（特記仕様書に記載）

7 打合せ協議

工事の円滑な進行を図るため、常時、発注者と緊密な連絡関係を構築し、発注者が求める場合には打合せを行い、誠意を持って業務を遂行すること。なお、打合せ後に受注者において記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

8 注意事項

- (1) 本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 事前に発注者と十分協議し、調査を行うこと。
- (3) 本工事を遂行するうえで必要となる一切の経費は、受注者が負担すること。
- (4) 成果品の管理及び帰属は郡山市とする。受注者は発注者の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。また、関係機関から提供を受けた資料については、管理、保管を十分に行うとともに、情報の外部への漏えいについては十分注意すること。
- (5) 本工事は、執務並行改修となるため、安全確保に留意するとともに、業務に支障をきたす騒音、振動を伴う工事については発注者と調整の上、行うこと。
- (6) 本工事を実施するにあたり必要となる駐車場、資材置き場、休憩スペース等は、

受注者が準備すること。ただし、発注者は、受注者との協議に応じ、庁舎運営への影響を踏まえ可能な範囲で協力することとする。

9 損害賠償責任

受注者は、本工事の履行の結果、受注者の責めに帰すべき理由により、発注者に対し、損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

10 資料の貸与

本工事の実施に必要な発注者が所有する資料等については、発注者が受注者に貸与するものとし、受注者は、本業務の目的以外に当該資料等を利用してはならない。なお、受注者は、業務完了後は、速やかに貸与を受けた資料等を発注者に返還するものとする。

11 必要事項の補充

本工事を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上、当然と認められる事項については、受注者の責任と負担において補充するものとする。

12 疑義解決

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、解決するものとする。

別紙 1

要求水準書

項目	要求水準
総合	<ul style="list-style-type: none"> ・ ZEB の定義に基づく「ZEB_ready」「Nearly ZEB」「ZEB」のいずれかの認証基準を満たすこと。(すべてのランクを総じて ZEB と称する。) ・ 本工事は「脱炭素化推進事業債」(総務省)を財源として実施するため、その要件を満たす改修とすること。 ・ 関係する法令、規則、基準等の規定に基づき、設計・工事監理・改修工事をする こと。 ・ 本要求水準書に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成上、必要なことは受注者の責任で実施すること。 ・ 設備の設置に際し、現状の景観を過度に損なわないこと。
建築	<ul style="list-style-type: none"> ・ ZEB を達成するために必要な当該建築物の外皮性能を有すること。 ・ 開口部は、既存の単板ガラスを Low-e 真空ガラス相当の断熱性能を有するガラスに更新すること。 ・ 既存の外皮性能は竣工図より確認すること。 ・ BPI の算出に用いる各室の室名、用途、面積、階高、天井高は別紙「WEBPRO 条件書」を確認すること。
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・ ZEB を達成するために必要な熱源、空調機、搬送機、周辺設備、ダクト、配管、制御機器等を改修し、当該建築物の 1 次エネルギー消費量の削減を図ること。 ・ 既存の冷温水発生機を熱源とした中央空調方式を個別空調方式に変更すること。 ・ 空調の対象とする室は別紙「WEBPRO 条件書」より確認すること。指定されたエリアの空調設備は既存流用可能とする。 ・ 空調の設計にあたり与条件は既存機械設備図面を確認し、条件以上の性能を有すること。(熱負荷、加湿量) ・ 選定した空調機器は空調負荷計算(非定常空調負荷計算に限る。)を実施し根拠資料を提出すること。 ・ 空調機の能力選定にあたり、空間の快適性の維持と省エネの両立が図れる能力の設備とすること。 ・ 屋外での空調設備、配管等の設置にあたっては、設置位置や周辺の利用状況等を勘案し、必要な安全対策、積雪対策、凍結対策、騒音対策、防振対策(共振対策を含む。)を講じること。 ・ 空調設備の制御は地下 1 階集中管理室で一元集中管理、監視を可能とし、庁舎管理担当職員による容易な取扱いができるよう配慮すること。 ・ 不使用となる設備機器、付帯品は、原則として撤去すること。 ・ 4 階サーバ室に設置されている空調の更新は本工事の対象外とする。

項目	要求水準
換気	<ul style="list-style-type: none"> ・ ZEB を達成するために必要な送風機、ダクト、配線、制御機器の改修により当該建築物の 1 次エネルギー消費量の削減を図ること。 ・ 換気の対象とする室は別紙「WEBPRO 条件書」より確認すること。 ・ 選定した換気機器は換気量計算を実施し根拠資料を提出すること。
給湯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の給湯方式は電気温水器であるが、必要に応じて ZEB を達成するために必要な熱源、タンク、配管、配線、制御機器の改修により当該建築物の 1 次エネルギー消費量の削減を図ること。 ・ 給湯の対象とする室等は別紙「WEBPRO 条件書」より確認すること。
受変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設設備の導入等により既存の受変電設備の容量を増設する必要がある場合は、必要最小限で実施すること。 ・ 新設する負荷設備への電源供給は必要に応じて分電盤を新設すること。 ・ 受電設備から新設する分電盤間の幹線工事を実施すること。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設の照明は改修対象に含めないものとする。なお、BEI の計算対象とする。
昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設の昇降機は改修対象に含めないものとする。なお、BEI の計算対象とする。
集中監視	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修に合わせ、必要に応じて既存中央監視装置の改造を行うこと。 ・ 機能については既存の機能を維持し、ZEB 化改修の内容に応じて適宜検討すること。
再エネ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低 25kW 程度の容量を有する太陽光発電設備を導入すること。ただし、ペロブスカイト太陽電池など新たな技術を用いた提案の場合は、容量要件についてはこの限りではない。 ・ 構造体の安全性を確認するため、必要に応じ建築基準法第 20 条に基づく構造計算を実施すること。 ・ パネルを設置する箇所については、必要に応じ防水改修を実施すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時には庁内ネットワーク及び業務システムが停止し、夜間・休日を問わず市民サービスに影響を与えることから、停電作業は必要最小限とすること。 ・ 施工に必要な建材等のアスベスト含有調査を実施すること。 ・ 施工条件として、施設の稼働状況を以下に示す。改修に伴う人員、物品の移動への負担を考慮した計画をすること。 <p>【稼働状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開庁時間は、平日 8 : 30 ~ 17 : 15 (12 月 29 日 ~ 1 月 3 日を除く。) ・ 1 階マイナンバーカードセンターの開所時間は、平日 8 : 30 ~ 18 : 00 及び第 2 日曜日 9 : 00 ~ 17 : 00 ・ 1 階北東側入口前の警備室については、開庁時間外に警備員が常駐 ・ 4 階サーバ室は、年 1 回の計画停電を除き、原則として 24 時間 365 日の稼働を確保するものとする。 ・ 6・7 階の議会フロア、地下 1 階の倉庫、機械室は、発注者と協議の上施工するものとする。

郡山市西庁舎ZEB化改修工事（設計業務）
特記仕様書

1 業務概要

(1) 業務名称

郡山市西庁舎ZEB化改修工事（設計業務）

(2) 対象施設の概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

ア 施設名称	郡山市西庁舎
イ 施設位置	福島県郡山市桑野一丁目1-1
ウ 施設用途	庁舎（事務所等）
エ 延べ床面積	15,718.99㎡

(3) 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、本業務に適用する。

なお、本業務を受託したもの（以下「受注者」という。）は、郡山市西庁舎ZEB化改修工事公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）における所定の条件を踏まえるとともに、本業務の実施にあたり、関係法令及び関連条例等の遵守を徹底すること。

(4) 設計と条件

ZEB Ready以上の認証基準を満たし、かつ、「別紙 1 要求水準書」を満たす内容とすること。その他の与条件については、以下のとおりとする。

ア 敷地の条件

(ア) 敷地の面積	6,036.74㎡
(イ) 用途地域及び地区の指定	近隣商業地域

イ 施設の条件

(ア) 施設の延面積	15,718.99㎡
(イ) 主要構造	SRC造（鉄骨鉄筋コンクリート造）／地下1階・地上8階建

ウ 設計と条件の資料 別紙 1 要求水準書

2 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、福島県建築関係設計業務委託共通仕様書（福島県土木部制定）による。

なお、特記仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために性質上必要と思われるものは、受注者の責任において完備しなければならない。

(1) 設計業務の内容及び範囲

ア 一般業務の範囲

(ア) 設計

- A 建築（総合）設計に関する標準業務
- B 電気設備設計に関する標準業務

C 機械設備設計に関する標準業務

1 要求の確認	(1) 建築主の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、発注者の要求等を再確認し、必要に応じ設計条件の修正を行う。
	(2) 設計条件の変更等の場合の協議	提案書作成以降の状況の変化及び提案内容によって、公募時に設定されている設計条件を変更する必要がある場合においては、発注者と協議する。
2 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(1) 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、提案書の内容に即した詳細な調査を行う。
	(2) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	建築確認申請を行う必要がある場合は、建築確認申請を行うために必要な事項について、関係機関と打合せを行う。
3 設計方針の策定	(1) 総合検討	提案書に基づき、設備の各要素について検討し、業務計画書を作成する。
	(2) 設計のための基本事項の確定	提案書作成段階以降に検討された事項のうち、発注者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、提案書の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本的事項を確定する。
	(3) 設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討の結果及び確定された基本的事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、発注者に対して文書にて説明する。
4 設計図書の作成	(1) 設計図書の作成	実施設計方針に基づき、発注者と協議の上技術的な検討、予算との整合を行い、実施設計図書を作成する。
	(2) ZEB認証基準の適合性の把握	「建築物のエネルギー消費量計算プログラム（非住宅版）」を用い、エネルギー消費効率（BEI）がZEB Ready以上の認証基準を満たすか確認を行う。上記条件を満たせていない場合には、実施設計内容の見直しを行う。
5 工事費の算出		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく工事に要する費用を算出し、工事費算出書を作成する。

6 実施設計内容の建築主への説明等	実施設計を行っている間、発注者に対して作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について協議する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を監督員に提出し、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。
-------------------	---

イ 追加業務の内容及び範囲

(ア) 積算業務

(イ) 建築積算

積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴取、見積検討資料の作成

(ウ) 電気設備積算

積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴取、見積検討資料の作成

(エ) 機械設備積算

積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴取、見積検討資料の作成

(オ) 関係法令等に基づく各種申請手続き業務

(カ) 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務

(キ) 実施工程表の作成

(2) 業務の実施

ア 一般事項

(ア) 設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。

(イ) 積算業務は、監督員の承諾を受けた設計図書及び適用基準に基づき行う。

(ウ) 監督員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに監督員に提出する。

イ 適用基準

本業務に以下に掲げる最新版の技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

(ア) 共通

A 建築関係工事共通仕様書（福島県土木部）

B 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（官庁営繕部）

C 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（官庁営繕部）

D 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（官庁営繕部）

E 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（官庁営繕部）

F 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（官庁営繕部）

G 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（官庁営繕部）

H 公共建築設計業務委託共通仕様書（官庁営繕部）

(イ) 建築

- A 建築工事監理指針（官庁営繕部）
- B 建築改修工事監理指針（官庁営繕部）
- C 建築設計基準（官庁営繕部）
- D 建築工事標準詳細図（建築工事編）（官庁営繕部）

(ウ) 設備

- A 建築設備計画基準（官庁営繕部）
- B 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（官庁営繕部）
- C 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（官庁営繕部）
- D 電気設備工事監理指針（官庁営繕部）
- E 機械設備工事監理指針（官庁営繕部）
- F 建築設備耐震設計・施工指針（住宅局建築指導課）
- G 建築設備設計計算書作成の手引（官庁営繕部）

(エ) 積算

- A 建築関係工事積算基準（福島県土木部）
- B 公共建築工事積算基準（官庁営繕部）
- C 公共建築工事標準単価積算基準（官庁営繕部）
- D 公共建築数量積算基準（官庁営繕部）
- E 公共建築設備数量積算基準（官庁営繕部）
- F 公共建築工事共通費積算基準（官庁営繕部）
- G 公共建築工事積算基準等資料（官庁営繕部）

ウ 業務実績情報の登録の要否

公共建築設計者情報システム（PUBDIS）へ登録すること。

エ 業務計画書

受注者は、契約締結後速やかに、次に掲げる事項を記載した業務計画書を作成のうえ、発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。

なお、プロポーザル実施要領に基づき提出した配置予定の設計業務管理技術者及び設計業務各担当技術者の変更は原則として認めない。

ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術を有する者であることの承認を発注者から得るものとする。

- (ア) 業務概要
- (イ) 業務実施方針
- (ウ) 業務工程
- (エ) 業務実施体制
- (オ) 配置技術者名簿
- (カ) 協力事務所、再委託先等
- (キ) 発注者が他に必要とする事項

オ 設計業務管理技術者の資格要件

設計業務管理技術者は技術的管理を行い、省エネ・再エネシステムの検討及び設計を行う者とする。

また、設計業務管理技術者はZEBプランナーに登録されている事業者から一級建

築士の資格を有する者を配置すること。

設計業務管理技術者と工事監理業務管理技術者は兼ねることができる。

カ 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

(ア) 業務着手時

(イ) 定例打合せ（2週間に1回程度を基本とし、監督員又は設計業務管理技術者が必要と認めた時）

キ その他、業務の履行に係る条件

(ア) 履行期限

本契約から9か月後の末日を目安として監督員と協議して定めた期限とする。履行期限までに、実施設計、ならびに建築物エネルギー性能表示制度（BELS）によるZEB認証取得に係る申請手続きを完了させること。

(イ) 成果物の提出場所 郡山市役所総務部総務法務課庁舎車両係

(ウ) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、完成後の維持管理に使用することがある。

(エ) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

A 写真は、郡山市が行う事務並びに郡山市が認めた公的機関の公報に無償で使用することができる。

B 次に掲げる行為をしてはいけない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）

(A) 写真を公表すること。

(B) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(オ) 省エネルギー計算書の作成に当たっては、計算の過程及び方針を明記し、各設計図の作成に着手する前に監督員に承諾を受けなければならない。

(カ) 本業務では省エネルギー計算書作成及び申請手続き、その他の申請業務作業を見込むものとする。（申請に伴う費用含む。）

(3) 成果物、提出部数

成果物は、下記を基本とする。なお、ここに定めがないものについては、発注者の指示によるものとする。

ア 設計

成果物	提出部数	製本形態
<p>a 建築（総合）</p> <p>建築（総合）設計図</p> <p>建築物概要書</p> <p>仕様書</p> <p>仕上表</p> <p>敷地案内図配置図</p> <p>平面図（各階）</p> <p>立面図</p> <p>矩形図</p> <p>天井伏図（各階）</p> <p>部分詳細図（断面含む）</p> <p>総合仮設計画図</p> <p>その他必要と思われる図面</p>	<p>印刷物各 1 部 及び 電子データ</p>	<p>A 4 版に ファイル綴じ</p>
<p>b 電気設備</p> <p>電気設備設計図</p> <p>仕様書</p> <p>電灯設備図</p> <p>動力設備図</p> <p>受変電設備図</p> <p>太陽光発電設備図</p> <p>BEMS 設備図</p> <p>その他必要と思われる図面</p> <p>電気設備設計計算書</p> <p>照度計算書</p>	<p>印刷物各 1 部 及び電子データ</p>	<p>A 4 版に ファイル綴じ ※図面は設備部分 のみカラーとし、 見やすくすること。</p>
<p>c 機械設備</p> <p>空気調和設備設計図</p> <p>機器表</p> <p>空気調和設備図</p> <p>換気設備図</p> <p>自動制御設備図</p> <p>屋外設備図</p> <p>給排水衛生設備設計図</p> <p>機器表</p> <p>衛生器具設備図</p> <p>給湯設備図</p> <p>屋外設備図</p> <p>その他必要と思われる図面</p>	<p>印刷物各 1 部 及び電子データ</p>	<p>A 4 版に ファイル綴じ ※図面は設備部分 のみカラーとし、 見やすくすること。</p>

空気調和設備設計計算書 給排水衛生設備設計計算書		
d 建築工事積算 建築工事積算数量算出書 建築工事積算数量調書 工事内訳書 見積書等関係資料	印刷物各1部 及び電子データ	A4版に ファイル綴じ
e 電気設備積算 電気設備工事積算数量算出書 電気設備工事積算数量調書 工事内訳書 見積書等関係資料	印刷物各1部 及び電子データ	A4版に ファイル綴じ
f 機械設備積算 機械設備工事積算数量算出書 機械設備工事積算数量調書 工事内訳書 見積書等関係資料	印刷物各1部 及び電子データ	A4版に ファイル綴じ
g その他 省エネルギー関係計算書 エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版） 建築物省エネルギー性能表示制度認証証書（BELS） 設備設置の影響を確認する構造計算書 設計説明書 概略工事工程表	印刷物1部 及び 電子データ	A4版に ファイル綴じ
h 資料 各種技術資料 各記録書	印刷物1部 及び 電子データ	A4版に ファイル綴じ

注1 設計図は、A3版で作成する。

注2 設計図は適宜追加してもよい。

注3 設計図書等については、工事種目、工事科目等により分かりやすく整理し、目次や図面番号、インデックス等を適宜付けること。

注4 設計図書は設計の内容に応じて作成すること。

注5 その他、発注者より指示がある成果物は適時提出すること。

イ 電子データについて

以下の構成により電子データ版を作成し、提出すること。

成果物	規 格	部数	備 考
全てのデータ	CD-R又はDVD-R 及びUSBメモリ	各 1 部	CD-R又はDVD-Rについては、ケースに 収める。

注1 成果物のファイル形式は、発注者と受注者との事前協議により、詳細を決定すること。工事内訳書は、営繕積算システムRIBC2内訳書作成システム（一般財団法人建築コスト管理システム研究所が提供するシステム）のファイル形式とする。

注2 納品するCD-R、DVD-Rには、タイトルを記載するとともに、内部のデータについても製本版と同じタイトルを付したフォルダを作成し、焼き付けること。

注3 データについては、製本版と同じ体裁で作成したPDF版とともに、以下の形式で格納すること。

注4 文書はMicrosoft Word 形式又は Microsoft Excel形式とする。

注5 表及びグラフはMicrosoft Excel形式又は Microsoft PowerPoint形式とする。

注6 写真データはJPEG形式とする。

注7 CADデータはJWCAD形式又は同ソフトで正常に出力可能な形式とする。

郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事（工事監理業務）
特記仕様書

1 業務概要

(1) 業務名称

郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事（工事監理業務）

(2) 対象施設の概要

本業務の対象となる施設の概要は、次のとおりとする。

ア 施設名称	郡山市西庁舎
イ 施設位置	福島県郡山市桑野一丁目 1-1
ウ 施設用途	庁舎（事務所等）
エ 延べ床面積	15,718.99 m ²

(3) 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、本業務に適用する。

なお、本業務を受託したもの（以下「受注者」という。）は、郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事公募型プロポーザル実施要領における所定の条件を踏まえるとともに、本業務の実施にあたり、関係法令及び関連条例等の遵守を徹底すること。

2 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、福島県建築関係工事監理業務委託共通仕様書（福島県土木部制定）（以下、この項において「共通仕様書」という。）による。

なお、特記仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために性質上必要と思われるものは、受注者の責任において完備しなければならない。

(1) 工事監理業務の内容

一般業務は、共通仕様書「第2章 工事監理業務の内容」に規定する項目のほか、次に掲げるところによる。各項に定める確認及び検討の詳細な方法については、共通仕様書の定めによるほか、監督員の指示によるものとする。

また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。

ア 工事監理に関する業務

(ア) 工事監理方針の説明等

- A 工事監理方針の説明
- B 工事監理方法変更の場合の協議

(イ) 設計図書の内容の把握等の業務

- A 設計図書の内容の把握

(ウ) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務

- A 施工図等の検討及び報告

検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。

施工図の検討をより効率的に行うために、施工図作成の基礎となる総合図を作成した場合についても検討を行うこととする。

B 工事材料、設備機器等の検討及び報告

(エ) 工事業務と設計図書との照合及び確認

設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、施工者から提出される品質管理記録の確認のいずれかの方法で行うこととする。

(オ) 工事業務と設計図書との照合及び確認の結果報告等

(カ) 工事監理報告書等の提出

イ 工事監理に関するその他の業務

(ア) 工程表の検討及び報告

(イ) 設計図書に定めのある工事計画の検討及び報告

(ウ) 工事業務と請負契約との照合、確認、報告等

A 工事業務と請負契約との照合、確認、報告

B 請負契約に定められた指示、検査等

C 工事業務が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

(エ) 目的物の引渡しの立会い

(オ) 関係機関の検査の立会い等

ウ 追加業務

追加業務は、次に掲げる業務とする。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、監督員の指示によるものとする。

また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。

(ア) ZEB の認証基準の確認

一般業務における設計図書の内容の把握等時において、設計照査を行い ZEB の性能水準を満たしていることを確認する。

また、エネルギー消費効率 (BEI) に影響を及ぼす機器及び工事方法等の変更が生じ設計の変更を行う場合は、変更後に ZEB の認証基準を維持できるのかを確認し、維持できない場合においては必要な措置を指示する。

(2) 業務の実施

ア 適用基準等

本業務に以下に掲げる最新版の技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

(ア) 共通

A 建築関係工事共通仕様書 (福島県土木部)

B 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (官庁営繕部)

C 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (官庁営繕部)

- D 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（官庁営繕部）
- E 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（官庁営繕部）
- F 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（官庁営繕部）
- G 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（官庁営繕部）
- H 公共建築設計業務委託共通仕様書（官庁営繕部）

(イ) 建築

- A 建築工事監理指針（官庁営繕部）
- B 建築改修工事監理指針（官庁営繕部）
- C 建築設計基準（官庁営繕部）
- D 建築工事標準詳細図（建築工事編）（官庁営繕部）

(ウ) 設備

- A 建築設備計画基準（官庁営繕部）
- B 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（官庁営繕部）
- C 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（官庁営繕部）
- D 電気設備工事監理指針（官庁営繕部）
- E 機械設備工事監理指針（官庁営繕部）
- F 建築設備耐震設計・施工指針（住宅局建築指導課）
- G 建築設備設計計算書作成の手引（官庁営繕部）

イ 工事監理業務管理技術者等の資格要件

(ア) 工事監理業務管理技術者

工事監理業務管理技術者は設計図書的设计内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

また、工事監理業務管理技術者は ZEB プランナーに登録されている事業者から一級建築士の資格を有する者を配置すること。

工事監理業務管理技術者と設計業務管理技術者は兼ねることができる。

(イ) 工事監理業務担当技術者

工事監理業務担当技術者は、公共施設の省エネ改修事業等の実績を有すること。

工事監理業務担当技術者と設計業務担当技術者は兼ねることができる。

ウ 提出書類等

(ア) 次に掲げる書類等の提出場所

郡山市役所総務法務課庁舎車両係

A 提出書類

(A) 業務計画書 2部

(B) 業務報告書 2部

設計照査報告書 2部

B その他

監督員の指示による。

C 資料

監督員の指示による。

エ 打合せ及び記録

(ア) 監督員と受注者との打合せについては、次の時期に行う。

- A 業務着手時
- B 業務計画に定める時期
- C 監督員又は工事監理業務管理技術者が必要と認めたとき
- D 監督員と打合せを行ったとき

(イ) 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、工事業務の受注者等と定期的かつ適切な時期に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

オ 業務計画書

業務計画書に対する記載事項については、次のとおりとする。

(ア) 業務一般事項

- A 業務の目的
- B 業務計画書の適用範囲
- C 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法

業務の目的、本計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更の必要が生じた場合の処置方法を明確にしたうえで、その内容を記載する。

(イ) 業務工程計画

「業務工程表」に必要事項を記載する。対象業務（工事）の実施工程との整合を図るため、施工者から提出される工事業務の実施工程表の内容を十分検討のうえ、作成する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

(ウ) 業務体制

A 受注者側の管理体制

受注者管理体制系統図に必要事項を記載する。

B 業務運営計画

受注者が現場定例会議に参加する場合は、現場定例会議の開催に係る事項（出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必事項）を記載する。現場定例会議に参加しない場合は、受注者が施工者と施工状況の確認のため適切に連絡をとる方法について記載する。

C 工事監理業務管理技術者等の経歴

工事監理業務管理技術者経歴書、工事監理業務担当技術者名簿 に必要事項を記載する。

D 業務フロー

監督員により指示された内容のフローとする。監督員より当該部分の写しを受け取り、内容を把握のうえ、添付する。

(エ) 業務方針

仕様書に定められた工事監理業務内容に対する業務の実施方針について記載する。

カ 資料の貸与及び返却

貸与場所 郡山市本庁舎北1号棟 総務法務課庁舎車両係

貸与時期 業務着手時

返却場所 郡山市本庁舎北1号棟 総務法務課庁舎車両係

返却時期 業務完了時

キ 関係機関への手続き等

建築基準法等の法令に基づく関係機関等の検査（建築主事等関係官署の検査）に必要な書類の原案を作成し、監督員に提出し、検査に立会う。

ク 検査

(ア) 業務完了届については、業務完了届に必要事項を記載する。

(イ) 業務報告書は、次の構成とする。

A 月間業務実施表

施工者から提出された実施工程表を踏まえ、月間工事監理業務報告書に必要事項を記載する。

B 報告書

施工者から提出された協議書及び施工図等の資料に対し、検討事項を詳細に記載するとともに、報告書・提案書に請負者等に対し修正を求めるべき事項及び提案事項を簡潔に記載し、検討資料を添付して取りまとめる。必要に応じ、監督員からの指示内容が記載された委託業務指示書、受注者と監督員との間の協議内容が記載された委託業務協議書についても添付することとする。

C 打合せ記録簿

監督員及び受注者との打合せ結果について、打合せ記録簿に必要事項を記載する。

D 月報

工事監理業務月報に、主要な月間業務実施内容について業務内容毎に簡潔に記載する。

別表－1 発注者と受注者との業務の分担

	業務項目		受注者	発注者
工事監理業務に関する業務	ア 工事監理方針の説明等	(A) 工事監理方針の説明	○	
		(B) 工事監理方法変更の場合の協議	○	
	イ 設計図書の内容の把握等	(A) 設計図書の内容の把握	○	
		(B) 質疑書の検討	○	○
	ウ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(A) 施工図等の検討及び報告	○	
		(B) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	○	○
	エ 工事業務と設計図書との照合及び確認		○	
	オ 工事業務と設計図書との照合及び確認の結果の報告等		○	
カ 工事監理報告書等の提出		○		
工事監理に関するその他の業務	ア 工程表の検討及び報告		○	
	イ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		○	
	ウ 工事業務と請負契約との照合、確認、報告等	(A) 工事業務と請負契約との照合、確認、報告	○	○
		(B) 請負契約に定められた指示検査等	○	
		(C) 工事業務が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	○	○
	エ 請負契約の目的物の引渡しの立会い		○	○
オ 機関の検査の立会い		○		
追加業務	ア ZEB の認証基準の確認		○	

注1 「○」印の業務を担当する。

注2 受発注者双方に「○」印のあるものは、双方で行う。

郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事（改修工事）
特記仕様書

1 業務概要

(1) 業務名称

郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事（改修工事）

(2) 対象施設の概要

本業務の対象となる施設の概要は、次のとおりとする。

ア 施設名称	郡山市西庁舎
イ 施設位置	福島県郡山市桑野一丁目 1-1
ウ 施設用途	庁舎（事務所等）
エ 延べ床面積	15,718.99 m ²

(3) 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、本業務に適用する。

なお、本業務を受託したもの（以下「受注者」という。）は、郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事公募型プロポーザル実施要領における所定の条件を踏まえるとともに、本業務（以下「対象業務」という。）の実施にあたり、関係法令及び関連条例等の遵守を徹底すること。

(4) 業務内容

設計業務の成果物に基づき、対象業務を行うこととする。

なお、主な業務の内容は下記のとおりである。

業務（工事）区分	業務（工事）内容
建築工事	建築改修工事
機械設備工事	機械設備改修工事
電気設備工事	電気設備改修工事

不明点については監督員と別途協議により進めること。

2 業務仕様

(1) 適用基準等

適用基準は設計図書に準ずるが、記載無き事項は次による。

なお、特記仕様書に明記されていない事項であっても、対象業務の目的達成のために性質上必要と思われるものは、受注者の責任において施工しなければならない。

- ア 建築関係工事共通仕様書・特記仕様書（福島県土木部）
- イ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（官庁営繕部）
- ウ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（官庁営繕部）
- エ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（官庁営繕部）
- オ 建築工事標準詳細図（官庁営繕部）

- カ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（官庁営繕部）
- キ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（官庁営繕部）
- ク 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（官庁営繕部）
- ケ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（官庁営繕部）
- コ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（官庁営繕部）
- サ 建築関係工事写真管理基準（福島県土木部）
- シ 営繕工事写真撮影要領（官庁営繕部）

(2) 施工計画書

施工計画書には、次の内容を記載すること。

- ア 対象業務概要
- イ 計画工程表
- ウ 現場組織表
- エ 安全管理
- オ 主要機械
- カ 主要材料
- キ 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- ク 施工管理計画
- ケ 緊急時の体制及び対応
- コ 交通管理
- サ 環境対策
- シ 現場作業環境の整備
- ス 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- セ その他発注者の求める内容

(3) 工程表

工程表には、次の内容を記載すること。

- ア 外皮、各設備の更新時期
- イ 郡山市の行う竣工検査の時期
- ウ 成果物の提出時期

(4) 配置技術者の資格要件

監理技術者は、参加申込書等の提出時点において、建設業法に規定される監理技術者資格者証を有すること。（一級管工事施工管理技士の資格）

(5) 完成時の提出書類

ア 業務（工事）関係図書

（ア）完成図

- | | |
|---------------------------|-----|
| A A4版製本（黒表紙金文字入） | 1部 |
| B 縮小（A3版）2つ折製本 | 1部 |
| C 完成図面電子データ（CD-R及びUSBメモリ） | 各1部 |

(イ)	施工図 2つ折製本	2部
(ウ)	機器完成図 (工場での試験成績書を含む)	1部
(エ)	取扱説明書	2部
(オ)	工事施工写真	1部
(カ)	工事週報	1部
(キ)	工事打合せ議事録	1部
(ク)	工事に関する承諾・確認書	1式
(ケ)	出荷証明書	1式
(コ)	自主検査点検簿 (点検項目一覧)	1式
(サ)	各種保証書	1部
(シ)	その他	1部
イ	鍵 (※該当する場合に限る。)	
ウ	その他引き渡しがあるもの	

別紙 WEBPRO条件書

室仕様							⑥ 空調計 算対象 室 (選択)	⑥ 換気計 算対象 室 (選択)	⑥ 照明計 算対象 室 (選択)	⑥ 給湯計 算対象 室 (選択)	⑦ 建築物の名称 (複数建築物の指定)	⑧ 備考
① 階	① 室名	② 建物用途 (選択)	② 室用途		③ 室面積 [㎡]	④ 階高 [m]						
			大分類 (選択)	小分類 (選択)								
B1F	車路	事務所等	事務所等	廊下	107.78	5.3	4			■		
B1F	倉庫1	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	27.46	5.3	5.1		■	■		
B1F	階段室2	事務所等	事務所等	廊下	12.84	5.3	3.3			■		
B1F	EV4	事務所等	事務所等	機械室	8.5	5.3	5.3					年間点灯時間が50時間程度以下
B1F	サービスヤード	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	124.85	5.3	3.3		■	■		
B1F	全庁用用品庫	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	237.26	5.3	3.2		■	■		
B1F	用紙保管庫	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	15.17	5.3	3	■	■	■		
B1F	ゴミ集積所	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	52.93	5.3	5.1		■	■		
B1F	発電機室	事務所等	事務所等	電気室	144.79	5.3	5.1			■		
B1F	電気室	事務所等	事務所等	電気室	147.6	5.3	5.1		■	■		
B1F	PS1	事務所等	事務所等	機械室	51.19	5.3	5.1					年間点灯時間が50時間程度以下
B1F	集中管理室	事務所等	事務所等	中央監視室	126.22	5.3	2.7	■		■	■	
B1F	湯沸室	事務所等	事務所等	湯沸室等	9.83	5.3	2.5			■		
B1F	休憩室	事務所等	事務所等	喫茶室	10.26	5.3	2.4	■		■	■	
B1F	押入	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	1.53	5.3	2.4					
B1F	清掃員休憩室	事務所等	事務所等	喫茶室	24.41	5.3	2.5	■		■	■	
B1F	搬入廊下	事務所等	事務所等	廊下	186.17	5.3	3	■		■		
B1F	収納課倉庫	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	46.76	5.3	2.7	■		■		
B1F	マイクロフィルム	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	46.44	5.3	2.7	■		■		
B1F	全庁用書庫	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	142.32	5.3	3.2	■		■		
B1F	階段室1	事務所等	事務所等	廊下	12.9	5.3	5.3			■		
B1F	ハロンボンベ室	事務所等	事務所等	機械室	10.68	5.3	5.1					年間点灯時間が50時間程度以下
B1F	EV1-2	事務所等	事務所等	機械室	12.6	5.3	5.3					年間点灯時間が50時間程度以下
B1F	DS	事務所等	事務所等	機械室	4.18	5.3	5.1					年間点灯時間が50時間程度以下
B1F	倉庫2	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	8.37	5.3	5.1		■			
B1F	男子便所	事務所等	事務所等	便所	13.89	5.3	2.5	■	■	■		
B1F	女子便所	事務所等	事務所等	便所	7.97	5.3	2.5	■	■	■		
B1F	PS2	事務所等	事務所等	機械室	1.5	5.3	5.1					年間点灯時間が50時間程度以下
B1F	EPS	事務所等	事務所等	機械室	21	5.3	5.1		■			年間点灯時間が50時間程度以下
B1F	機械室	事務所等	事務所等	機械室	422.6	5.3	5.1		■	■		年間点灯時間が50時間程度以下
B1F	消火ポンプ室	事務所等	事務所等	機械室	14.58	5.3	2.5		■			年間点灯時間が50時間程度以下
1F	北ポーチ	事務所等	事務所等	廊下	232.06	5.7	5.5			■		
1F	南ポーチ	事務所等	事務所等	廊下	235.3	5.7	5.5			■		
1F	北西入口	事務所等	事務所等	ロビー	11.16	5.7	4			■		

別紙 WEBPRO条件書

室仕様								⑥ 空調計算対象室 (選択)	⑥ 換気計算対象室 (選択)	⑥ 照明計算対象室 (選択)	⑥ 給湯計算対象室 (選択)	⑦ 建築物の名称 (複数建築物の指定)	⑧ 備考
① 階	① 室名	② 建物用途 (選択)	② 室用途		③ 室面積 [㎡]	④ 階高 [m]	⑤ 天井高 [m]						
			大分類 (選択)	小分類 (選択)									
1F	DS1	事務所等	事務所等	機械室	12.78	5.7	5.5						
1F	階段室2	事務所等	事務所等	廊下	23.04	5.7	5.7			■			年間点灯時間が50時間程度以下
1F	EV4	事務所等	事務所等	機械室	7.56	5.7	5.7						
1F	警備室	事務所等	事務所等	中央監視室	11.16	5.7	2.7	■		■	■		年間点灯時間が50時間程度以下
1F	PS1	事務所等	事務所等	機械室	2.07	5.7	5.5						
1F	国民健康保険課	事務所等	事務所等	事務室	251.08	5.7	4	■		■	■		年間点灯時間が50時間程度以下
1F	湯沸室2	事務所等	事務所等	湯沸室等	7.44	5.7	2.5		■	■			
1F	市民部長室	事務所等	事務所等	事務室	17.01	5.7	4	■		■	■		
1F	ペビールーム	事務所等	事務所等	喫茶室	11.82	5.7	2.5	■		■			
1F	北東入口	事務所等	事務所等	機械室	11.66	5.7	4			■			
1F	ATM機械室	事務所等	事務所等	機械室	18.63	5.7	2.5		■				年間点灯時間が50時間程度以下
1F	ATM	事務所等	事務所等	ロビー	40.1	5.7	2.5	■		■			年間点灯時間が50時間程度以下
1F	倉庫	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	16.2	5.7	2.5	■	■	■			年間点灯時間が50時間程度以下
1F	廊下1	事務所等	事務所等	廊下	245.81	5.7	4	■		■			
1F	廊下2	事務所等	事務所等	廊下	187.66	5.7	4	■		■			
1F	待合ホール	事務所等	事務所等	ロビー	107.73	9.7	8.4	■		■	■		
1F	廊下3・自販機コーナー	事務所等	事務所等	ロビー	169.42	5.7	4	■		■	■		ロビー(ペビールーム使うため)
1F	市民サロン	事務所等	事務所等	ロビー	100.52	9.7	8.4	■		■	■		
1F	正面入口	事務所等	事務所等	ロビー	27.54	5.7	4			■			
1F	EPS2	事務所等	事務所等	機械室	8.82	5.7	5.5		■				年間点灯時間が50時間程度以下
1F	PS2	事務所等	事務所等	機械室	4.05	5.7	5.5						年間点灯時間が50時間程度以下
1F	車イス便所	事務所等	事務所等	便所	7.5	5.7	2.5	■	■	■			
1F	女子便所2	事務所等	事務所等	便所	16.6	5.7	2.5	■	■	■			
1F	男子便所2	事務所等	事務所等	便所	14.34	5.7	2.5	■	■	■			
1F	PS4	事務所等	事務所等	機械室	1.68	5.7	5.5						年間点灯時間が50時間程度以下
1F	EV3	事務所等	事務所等	機械室	5.94	5.7	5.5						年間点灯時間が50時間程度以下
1F	DS2	事務所等	事務所等	機械室	3.98	5.7	5.5						年間点灯時間が50時間程度以下
1F	エレベーターホール	事務所等	事務所等	廊下	25.7	5.7	3.5	■		■			
1F	EV1-2	事務所等	事務所等	機械室	12.6	5.7	5.7						年間点灯時間が50時間程度以下
1F	PS3	事務所等	事務所等	機械室	5.28	5.7	5.5						年間点灯時間が50時間程度以下
1F	階段室1	事務所等	事務所等	廊下	23.47	5.7	5.7			■			
1F	耐火書庫	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	48.04	5.7	4						
1F	市民課	事務所等	事務所等	事務室	312.44	5.7	4	■		■	■		
1F	国保税収納課	事務所等	事務所等	事務室	356.04	5.7	4	■		■	■		

別紙 WEBPRO条件書

室仕様								⑥ 空調計 算対象 室 (選択)	⑥ 換気計 算対象 室 (選択)	⑥ 照明計 算対象 室 (選択)	⑥ 給湯計 算対象 室 (選択)	⑦ 建築物の名称 (複数建築物の指定)	⑧ 備考
① 階	① 室名	② 建物用途 (選択)	② 室用途		③ 室面積 [㎡]	④ 階高 [m]	⑤ 天井高 [m]						
			大分類 (選択)	小分類 (選択)									
1F	DP	事務所等	事務所等	機械室	1.19	5.7	5.5						年間点灯時間が50時間程度以下
1F	廊下4	事務所等	事務所等	廊下	7.14	5.7	4			■			
1F	湯沸室1	事務所等	事務所等	湯沸室等	5.17	5.7	2.5		■	■			
1F	女子便所1	事務所等	事務所等	便所	8.54	5.7	2.5	■	■	■			
1F	男子便所1	事務所等	事務所等	便所	13.67	5.7	2.5	■	■	■			
1F	PS5	事務所等	事務所等	機械室	0.74	5.7	5.5						年間点灯時間が50時間程度以下
1F	DS3	事務所等	事務所等	機械室	10.35	5.7	5.5						年間点灯時間が50時間程度以下
1F	EPS1	事務所等	事務所等	機械室	7.88	5.7	5.5						年間点灯時間が50時間程度以下
2F	DS1	事務所等	事務所等	機械室	12.78	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
2F	階段室2	事務所等	事務所等	廊下	23.04	4	4			■			
2F	EV4	事務所等	事務所等	機械室	7.56	4	4						年間点灯時間が50時間程度以下
2F	税務事務所長室	事務所等	事務所等	事務室	23.47	4	2.3	■		■	■		
2F	湯沸室2	事務所等	事務所等	湯沸室等	6.82	4	2.3		■	■			
2F	PS1	事務所等	事務所等	機械室	1.8	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
2F	市民税課	事務所等	事務所等	事務室	404.93	4	2.7	■		■	■		
2F	廊下1	事務所等	事務所等	廊下	361.01	4	2.7	■		■			
2F	渡り廊下	事務所等	事務所等	廊下	84.24	4	2.5	■		■			
2F	ホール	事務所等	事務所等	ロビー	109.71	4	2.5	■		■			年間点灯時間が50時間程度以下
2F	PS2	事務所等	事務所等	機械室	4.05	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
2F	EPS2	事務所等	事務所等	機械室	8.82	4	3.8		■				
2F	車いす便所	事務所等	事務所等	便所	7.5	4	2.3	■	■	■			
2F	女子便所2	事務所等	事務所等	便所	16.65	4	2.3	■	■	■			
2F	男子便所2	事務所等	事務所等	便所	14.34	4	2.3	■	■	■			年間点灯時間が50時間程度以下
2F	PS4	事務所等	事務所等	機械室	1.68	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
2F	EV3	事務所等	事務所等	機械室	5.94	4	4						年間点灯時間が50時間程度以下
2F	DS2	事務所等	事務所等	機械室	3.99	4	3.8						
2F	エレベーターホール	事務所等	事務所等	廊下	25.7	4	3.3	■		■			年間点灯時間が50時間程度以下
2F	EV1-2	事務所等	事務所等	機械室	12.6	4	4						年間点灯時間が50時間程度以下
2F	PS3	事務所等	事務所等	機械室	5.28	4	3.8						
2F	階段室1	事務所等	事務所等	廊下	23.47	4	4			■			
2F	市民相談センター	事務所等	事務所等	会議室	43.5	4	2.5	■		■	■		
2F	相談室1	事務所等	事務所等	会議室	11.21	4	2.3	■		■			
2F	相談室2	事務所等	事務所等	会議室	11.21	4	2.3	■		■			
2F	相談室3	事務所等	事務所等	会議室	10.28	4	2.3	■		■			

別紙 WEBPRO条件書

室仕様								⑥ 空調計 算対象 室 (選択)	⑥ 換気計 算対象 室 (選択)	⑥ 照明計 算対象 室 (選択)	⑥ 給湯計 算対象 室 (選択)	⑦ 建築物の名称 (複数建築物の指定)	⑧ 備考
① 階	① 室名	② 建物用途 (選択)	② 室用途		③ 室面積 [㎡]	④ 階高 [m]	⑤ 天井高 [m]						
			大分類 (選択)	小分類 (選択)									
2F	資産税課相談室	事務所等	事務所等	会議室	22.99	4	2.5	■		■	■		
2F	資産税課	事務所等	事務所等	事務室	389.64	4	2.5	■		■	■		
2F	収納課	事務所等	事務所等	事務室	349.11	4	2.5	■		■			
2F	廊下3	事務所等	事務所等	廊下	8.33	4	2.5			■			
2F	湯沸室1	事務所等	事務所等	湯沸室等	5.17	4	2.3		■	■			
2F	女子便所1	事務所等	事務所等	便所	8.54	4	2.3	■	■	■			
2F	男子便所1	事務所等	事務所等	便所	13.66	4	2.3	■	■	■			年間点灯時間が90時間程度以下
2F	PS5	事務所等	事務所等	機械室	0.74	4	3.8						年間点灯時間が90時間程度以下
2F	DS3	事務所等	事務所等	機械室	10.35	4	3.8						年間点灯時間が90時間程度以下
2F	EPS1	事務所等	事務所等	機械室	7.88	4	3.8						年間点灯時間が90時間程度以下
3F	DS1	事務所等	事務所等	機械室	12.78	4.4	3.8						
3F	階段室2	事務所等	事務所等	廊下	23.04	4.4	4.4			■			年間点灯時間が90時間程度以下
3F	EV4	事務所等	事務所等	機械室	7.56	4.4	4.4						
3F	倉庫1	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	27.52	4.4	2.5		■	■			
3F	湯沸室2	事務所等	事務所等	湯沸室等	8.47	4.4	2.5		■	■			年間点灯時間が90時間程度以下
3F	PS1	事務所等	事務所等	機械室	1.95	4.4	4.2						
3F	多目的ホール1	事務所等	事務所等	会議室	72.45	4.4	3.1	■		■	■		
3F	多目的ホール2	事務所等	事務所等	会議室	75.24	4.4	3.1	■		■	■		
3F	多目的ホール3	事務所等	事務所等	会議室	75.24	4.4	3.1	■		■	■		
3F	多目的ホール4	事務所等	事務所等	会議室	70.54	4.4	3.1	■		■	■		
3F	保健室	事務所等	事務所等	事務室	63.62	4.4	2.7	■		■	■		
3F	押入	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	5.13	4.4	2.5						
3F	広縁	事務所等	事務所等	廊下	8.51	4.4	2.5						
3F	職員談話室1	事務所等	事務所等	会議室	62.12	4.4	2.5	■		■	■		
3F	入込	事務所等	事務所等	廊下	6.25	4.4	2.5			■			
3F	職員談話室2	事務所等	事務所等	会議室	79.15	4.4	4.4	■		■	■		
3F	市民活動サポートセンター	事務所等	事務所等	事務室	79.61	4.4	4.4	■		■	■		
3F	男女共同参画課	事務所等	事務所等	事務室	411.37	4.4	2.7	■		■	■		
3F	商工労政部長室	事務所等	事務所等	事務室	30.06	4.4	2.7	■		■	■		
3F	相談室	事務所等	事務所等	会議室	32.92	4.4	2.7	■		■	■		
3F	こども総務企画課	事務所等	事務所等	事務室	181.89	4.4	2.7	■		■	■		
3F	保育課	事務所等	事務所等	事務室	181.89	4.4	2.7	■		■	■		
3F	廊下3	事務所等	事務所等	廊下	8.16	4.4	2.7			■			
3F	湯沸室1	事務所等	事務所等	湯沸室等	4.89	4.4	2.5		■	■			

別紙 WEBPRO条件書

室仕様								⑥ 空調計算対象室 (選択)	⑥ 換気計算対象室 (選択)	⑥ 照明計算対象室 (選択)	⑥ 給湯計算対象室 (選択)	⑦ 建築物の名称 (複数建築物の指定)	⑧ 備考
① 階	① 室名	② 建物用途 (選択)	② 室用途		③ 室面積 [㎡]	④ 階高 [m]	⑤ 天井高 [m]						
			大分類 (選択)	小分類 (選択)									
3F	女子便所1	事務所等	事務所等	便所	8.54	4.4	2.5	■	■	■			
3F	男子便所1	事務所等	事務所等	便所	13.66	4.4	2.5	■	■	■			年間点灯時間が50時間程度以下
3F	PS5	事務所等	事務所等	機械室	0.74	4.4	4.2						年間点灯時間が50時間程度以下
3F	DS3	事務所等	事務所等	機械室	10.35	4.4	4.2						年間点灯時間が50時間程度以下
3F	EPS1	事務所等	事務所等	機械室	7.87	4.4	4.2						
3F	廊下1	事務所等	事務所等	廊下	185.26	4.4	2.7	■		■			
3F	廊下2	事務所等	事務所等	廊下	183.35	4.4	2.7	■		■			年間点灯時間が50時間程度以下
3F	EPS2	事務所等	事務所等	機械室	8.82	4.4	4.2		■				年間点灯時間が50時間程度以下
3F	PS2	事務所等	事務所等	機械室	4.05	4.4	4.2						
3F	車いす便所	事務所等	事務所等	便所	5.06	4.4	2.5	■	■	■			
3F	男子便所2	事務所等	事務所等	便所	16.71	4.4	2.5	■	■	■			
3F	女子便所2	事務所等	事務所等	便所	14.36	4.4	2.5	■	■	■			
3F	通路	事務所等	事務所等	廊下	6.64	4.4	2.5			■			年間点灯時間が50時間程度以下
3F	PS4	事務所等	事務所等	機械室	1.48	4.4	4.2						年間点灯時間が50時間程度以下
3F	EV3	事務所等	事務所等	機械室	5.94	4.4	4.2						年間点灯時間が50時間程度以下
3F	DS2	事務所等	事務所等	機械室	3.99	4.4	2.4						
3F	エレベーターホール	事務所等	事務所等	廊下	25.7	4.4	3.3	■		■			年間点灯時間が50時間程度以下
3F	EV1-2	事務所等	事務所等	機械室	12.6	4.4	4.4						年間点灯時間が50時間程度以下
3F	PS3	事務所等	事務所等	機械室	5.28	4.4	4.2						
3F	階段室1	事務所等	事務所等	廊下	23.47	4.4	4.4			■			年間点灯時間が50時間程度以下
4F	DS1	事務所等	事務所等	機械室	12.78	4	3.8						
4F	階段室2	事務所等	事務所等	廊下	23.04	4	4			■			年間点灯時間が50時間程度以下
4F	EV4	事務所等	事務所等	機械室	7.56	4	4						
4F	倉庫	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	25.45	4	2.5		■	■			
4F	湯沸室2	事務所等	事務所等	湯沸室等	8.47	4	2.5		■	■			年間点灯時間が50時間程度以下
4F	PS1	事務所等	事務所等	機械室	1.95	4	3.8						
4F	4-2会議室	事務所等	事務所等	会議室	32.78	4	2.7	■		■	■		
4F	4-3会議室	事務所等	事務所等	会議室	36	4	2.7	■		■	■		
4F	4-1会議室	事務所等	事務所等	会議室	72	4	2.7	■		■	■		
4F	OA研修室	事務所等	事務所等	会議室	72	4	2.7	■		■	■		
4F	DX戦略課	事務所等	事務所等	事務室	128.53	4	2.7	■		■	■		年間点灯時間が50時間程度以下
4F	PS2	事務所等	事務所等	機械室	4.12	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
4F	EPS2	事務所等	事務所等	機械室	8.82	4	3.8		■				
4F	車いす便所	事務所等	事務所等	便所	5.06	4	2.5	■	■	■			

別紙 WEBPRO条件書

室仕様								⑥ 空調計算対象室 (選択)	⑥ 換気計算対象室 (選択)	⑥ 照明計算対象室 (選択)	⑥ 給湯計算対象室 (選択)	⑦ 建築物の名称 (複数建築物の指定)	⑧ 備考
① 階	① 室名	② 建物用途 (選択)	② 室用途		③ 室面積 [㎡]	④ 階高 [m]	⑤ 天井高 [m]						
			大分類 (選択)	小分類 (選択)									
4F	男子便所2	事務所等	事務所等	便所	20.2	4	2.5	■	■	■			
4F	女子便所2	事務所等	事務所等	便所	13.88	4	2.5	■	■	■			年間点灯時間が50時間程度以下
4F	PS4	事務所等	事務所等	機械室	1.48	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
4F	EV3	事務所等	事務所等	機械室	5.94	4	4						年間点灯時間が50時間程度以下
4F	DS2	事務所等	事務所等	機械室	3.99	4	3.8						
4F	エレベーターホール	事務所等	事務所等	廊下	26.39	4	3.3	■		■			年間点灯時間が50時間程度以下
4F	EV1-2	事務所等	事務所等	機械室	12.6	4	4						年間点灯時間が50時間程度以下
4F	PS3	事務所等	事務所等	機械室	5.76	4	3.8						
4F	階段室1	事務所等	事務所等	廊下	24.1	4	4			■			
4F	観光政策課(倉庫)	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	52.25	4	2.7		■	■			
4F	JICA-産業雇用政策課	事務所等	事務所等	事務室	289.86	4	2.7	■		■	■		
4F	産業観光部長部屋	事務所等	事務所等	事務室	27.36	4	2.7	■		■	■		
4F	廊下2	事務所等	事務所等	廊下	145.73	4	2.7	■		■			年間点灯時間が50時間程度以下
4F	EPS1	事務所等	事務所等	機械室	7.87	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
4F	DS3	事務所等	事務所等	機械室	10.35	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
4F	PS5	事務所等	事務所等	機械室	0.74	4	3.8						
4F	男子便所1	事務所等	事務所等	便所	13.66	4	2.5	■	■	■			
4F	女子便所1	事務所等	事務所等	便所	8.54	4	2.5	■	■	■			
4F	湯沸室1	事務所等	事務所等	湯沸室等	4.89	4	2.5		■	■			
4F	廊下3	事務所等	事務所等	廊下	8.16	4	2.7			■			
4F	書庫	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	21.82	4	2.6			■			
4F	サーバー室1	事務所等	事務所等	電気室	71.23	4	2.6			■			
4F	サーバー室2	事務所等	事務所等	電気室	88.83	4	2.6			■			
4F	サーバー室3	事務所等	事務所等	電気室	109.51	4	2.6			■			
4F	サーバー室4	事務所等	事務所等	電気室	72.38	4	2.6			■			
4F	廊下1	事務所等	事務所等	廊下	147.35	4	2.7	■		■			年間点灯時間が50時間程度以下
5F	DS1	事務所等	事務所等	機械室	12.78	4	3.8						
5F	階段室2	事務所等	事務所等	廊下	23.04	4	4			■			年間点灯時間が50時間程度以下
5F	EV4	事務所等	事務所等	機械室	7.56	4	4						
5F	倉庫1	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	25.45	4	2.5		■	■			
5F	湯沸室2	事務所等	事務所等	湯沸室等	8.47	4	2.5		■	■			年間点灯時間が50時間程度以下
5F	PS1	事務所等	事務所等	機械室	1.95	4	3.8						
5F	外部監査人室	事務所等	事務所等	事務室	68.77	4	2.7	■		■	■		
5F	5-4会議室	事務所等	事務所等	会議室	72	4	2.7	■		■	■		

別紙 WEBPRO条件書

① 階	① 室名	② 建物用途 (選択)	② 室用途		③ 室面積 [㎡]	④ 階高 [m]	⑤ 天井高 [m]	⑥	⑥	⑥	⑥	⑦ 建築物の名称 (複数建築物の指定)	⑧ 備考
			空調計算対象室 (選択)	換気計算対象室 (選択)				照明計算対象室 (選択)	給湯計算対象室 (選択)				
										大分類 (選択)	小分類 (選択)		
5F	選挙管理委員会事務局	事務所等	事務所等	事務室	142.81	4	2.7	■		■	■		
5F	倉庫2	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	48.6	4	2.5				■		年間点灯時間が50時間程度以下
5F	PS2	事務所等	事務所等	機械室	4.12	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
5F	EPS2	事務所等	事務所等	機械室	8.82	4	3.8		■				
5F	車いす便所	事務所等	事務所等	便所	5.06	4	2.5	■	■	■			
5F	男子便所2	事務所等	事務所等	便所	20.2	4	2.5	■	■	■			
5F	女子便所2	事務所等	事務所等	便所	13.88	4	2.5	■	■	■			年間点灯時間が50時間程度以下
5F	PS4	事務所等	事務所等	機械室	1.48	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
5F	EV3	事務所等	事務所等	機械室	5.94	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
5F	DS2	事務所等	事務所等	機械室	3.99	4	3.8						
5F	エレベーターホール	事務所等	事務所等	廊下	26.39	4	3.3	■			■		年間点灯時間が50時間程度以下
5F	EV1-2	事務所等	事務所等	機械室	12.6	4	4						年間点灯時間が50時間程度以下
5F	PS3	事務所等	事務所等	機械室	5.76	4	3.8						
5F	階段室1	事務所等	事務所等	廊下	24.1	4	4				■		
5F	会議室	事務所等	事務所等	会議室	25.64	4	2.7	■			■	■	
5F	農業委員会事務局	事務所等	事務所等	事務室	205.41	4	2.7	■			■	■	
5F	監査委員事務局	事務所等	事務所等	事務室	138.41	4	2.7	■			■	■	年間点灯時間が50時間程度以下
5F	EPS1	事務所等	事務所等	機械室	7.87	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
5F	DS3	事務所等	事務所等	機械室	10.35	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
5F	PS5	事務所等	事務所等	機械室	0.74	4	3.8						
5F	男子便所1	事務所等	事務所等	便所	13.67	4	2.5	■	■	■			
5F	女子便所1	事務所等	事務所等	便所	8.54	4	2.5	■	■	■			
5F	湯沸室1	事務所等	事務所等	湯沸室等	4.89	4	2.5		■	■			
5F	廊下3	事務所等	事務所等	廊下	8.16	4	2.7				■		
5F	5-1-1会議室	事務所等	事務所等	会議室	114.21	4	2.7	■			■	■	
5F	5-1-2会議室	事務所等	事務所等	会議室	114.21	4	2.7	■			■	■	
5F	5-2-1会議室	事務所等	事務所等	会議室	74.87	4	2.7	■			■	■	
5F	5-2-2会議室	事務所等	事務所等	会議室	74.87	4	2.7	■			■	■	
5F	廊下1	事務所等	事務所等	廊下	112.87	4	2.7	■			■		年間点灯時間が50時間程度以下
5F	廊下2	事務所等	事務所等	廊下	174.82	4	2.7	■			■		
6F	DS1	事務所等	事務所等	機械室	12.78	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
6F	階段室2	事務所等	事務所等	廊下	23.04	4	4				■		
6F	EV4	事務所等	事務所等	機械室	7.56	4	4						
6F	会議室	事務所等	事務所等	会議室	25.45	4	2.5	■			■	■	年間点灯時間が50時間程度以下

別紙 WEBPRO条件書

① 階	① 室名	② 建物用途 (選択)	② 室用途		③ 室面積 [㎡]	④ 階高 [m]	⑤ 天井高 [m]	⑥	⑥	⑥	⑥	⑦ 建築物の名称 (複数建築物の指定)	⑧ 備考
			空調計算対象室 (選択)	換気計算対象室 (選択)				照明計算対象室 (選択)	給湯計算対象室 (選択)				
										大分類 (選択)	小分類 (選択)		
6F	湯沸室2	事務所等	事務所等	湯沸室等	8.47	4	2.5		■	■			
6F	PS1	事務所等	事務所等	機械室	1.95	4	3.8						
6F	第1委員会	事務所等	事務所等	事務室	104.78	4	2.6	■		■	■		
6F	第2委員会	事務所等	事務所等	事務室	108	4	2.6	■		■	■		
6F	図書室	事務所等	事務所等	事務室	70.81	4	2.6	■		■			倉庫の使用
6F	印刷室	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	48.6	4	2.4	■		■			年間点灯時間が50時間程度以下
6F	PS2	事務所等	事務所等	機械室	4.12	4	3.8						
6F	EPS2	事務所等	事務所等	機械室	20.2	4	3.8		■				
6F	車いす便所	事務所等	事務所等	便所	5.06	4	2.5	■	■	■			
6F	男子便所2	事務所等	事務所等	便所	20.2	4	2.5	■	■	■			年間点灯時間が50時間程度以下
6F	女子便所2	事務所等	事務所等	便所	13.88	4	2.5	■	■	■			年間点灯時間が50時間程度以下
6F	PS4	事務所等	事務所等	機械室	1.48	4	3.8						
6F	EV3	事務所等	事務所等	機械室	5.94	4	4						
6F	DS2	事務所等	事務所等	機械室	3.99	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
6F	エレベーターホール	事務所等	事務所等	廊下	23.39	4	3.3	■		■			年間点灯時間が50時間程度以下
6F	EV1-2	事務所等	事務所等	機械室	12.6	4	4						
6F	PS3	事務所等	事務所等	機械室	5.76	4	3.8						
6F	階段室1	事務所等	事務所等	廊下	24.1	4	4			■			
6F	湯沸室1	事務所等	事務所等	湯沸室等	12.76	4	2.5		■	■			
6F	議会事務局 総務課事務課	事務所等	事務所等	事務室	146.29	4	2.6	■		■	■		
6F	議長室	事務所等	事務所等	事務室	72	4	2.6	■		■	■		
6F	議会応接室	事務所等	事務所等	会議室	72	4	2.6	■		■	■		年間点灯時間が50時間程度以下
6F	副議長室	事務所等	事務所等	事務室	66.41	4	2.6	■		■	■		年間点灯時間が50時間程度以下
6F	EPS1	事務所等	事務所等	機械室	7.87	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
6F	DS3	事務所等	事務所等	機械室	10.32	4	3.8						
6F	PS5	事務所等	事務所等	機械室	0.74	4	3.8						
6F	男子便所1	事務所等	事務所等	便所	13.66	4	2.5	■	■	■			
6F	女子便所1	事務所等	事務所等	便所	8.54	4	2.5	■	■	■			
6F	ロッカー室	事務所等	事務所等	更衣室又は倉庫	4.89	4	2.5			■			
6F	廊下3	事務所等	事務所等	廊下	8.16	4	2.7			■			
6F	全員協議会室北	事務所等	事務所等	会議室	114.21	4	2.7	■		■	■		
6F	全員協議会室南	事務所等	事務所等	会議室	114.21	4	2.7	■		■	■		
6F	議員控室北	事務所等	事務所等	会議室	50	4	2.7	■		■	■		
6F	議員控室南	事務所等	事務所等	会議室	99.86	4	2.7	■		■	■		年間点灯時間が50時間程度以下

別紙 WEBPRO条件書

室仕様								⑥ 空調計算対象室 (選択)	⑥ 換気計算対象室 (選択)	⑥ 照明計算対象室 (選択)	⑥ 給湯計算対象室 (選択)	⑦ 建築物の名称 (複数建築物の指定)	⑧ 備考
① 階	① 室名	② 建物用途 (選択)	② 室用途		③ 室面積 [㎡]	④ 階高 [m]	⑤ 天井高 [m]						
			大分類 (選択)	小分類 (選択)									
6F	廊下1	事務所等	事務所等	廊下	112.87	4	2.7	■		■			
6F	廊下2	事務所等	事務所等	廊下	174.82	4	2.7	■		■			年間点灯時間が50時間程度以下
7F	DS1	事務所等	事務所等	機械室	12.78	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
7F	階段室2	事務所等	事務所等	廊下	23.04	4	4			■			
7F	EV4	事務所等	事務所等	機械室	7.56	4	4						
7F	DS4	事務所等	事務所等	機械室	2.5	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
7F	ホール	事務所等	事務所等	ロビー	18.72	4	2.7			■			
7F	会議室	事務所等	事務所等	会議室	32.6	4	2.5	■		■			
7F	PS1	事務所等	事務所等	機械室	0.85	4	3.8						
7F	第3委員会室	事務所等	事務所等	会議室	105.3	4	2.7	■		■	■		
7F	第4委員会室	事務所等	事務所等	会議室	105.3	4	2.7	■		■	■		
7F	議員応接室1	事務所等	事務所等	会議室	17.58	4	2.7	■		■	■		
7F	議員応接室2	事務所等	事務所等	会議室	28.62	4	2.7	■		■	■		
7F	議員応接室3	事務所等	事務所等	会議室	51.03	4	2.7	■		■	■		年間点灯時間が50時間程度以下
7F	ロビー1	事務所等	事務所等	ロビー	167.94	4	2.7	■		■			年間点灯時間が50時間程度以下
7F	ロビー2	事務所等	事務所等	ロビー	98.25	4	2.7	■		■			
7F	湯沸室1	事務所等	事務所等	湯沸室等	9.11	4	2.5		■	■			
7F	PS2	事務所等	事務所等	機械室	4.12	4	3.8						
7F	EPS2	事務所等	事務所等	機械室	8.82	4	3.8		■				年間点灯時間が50時間程度以下
7F	車いす便所	事務所等	事務所等	便所	5.06	4	2.5	■	■	■			年間点灯時間が50時間程度以下
7F	男子便所2	事務所等	事務所等	便所	20.2	4	2.5	■	■	■			年間点灯時間が50時間程度以下
7F	女子便所2	事務所等	事務所等	便所	13.88	4	2.5	■	■	■			
7F	PS4	事務所等	事務所等	機械室	1.48	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
7F	EV3	事務所等	事務所等	機械室	5.94	4	4						年間点灯時間が50時間程度以下
7F	DS2	事務所等	事務所等	機械室	3.98	4	3.8						
7F	エレベーターホール	事務所等	事務所等	廊下	26.39	4	3.3	■		■			
7F	EV1-2	事務所等	事務所等	機械室	12.6	4	4						
7F	PS3	事務所等	事務所等	機械室	5.76	4	3.8						
7F	階段室1	事務所等	事務所等	廊下	24.1	4	4			■			
7F	湯沸室2	事務所等	事務所等	湯沸室等	8.98	4	2.5		■	■			年間点灯時間が50時間程度以下
7F	議員控室1	事務所等	事務所等	会議室	146.29	4	2.7	■		■	■		年間点灯時間が50時間程度以下
7F	議員控室2	事務所等	事務所等	会議室	72	4	2.7	■		■	■		年間点灯時間が50時間程度以下
7F	議員控室3	事務所等	事務所等	会議室	138.41	4	2.7	■		■	■		
7F	EPS1	事務所等	事務所等	機械室	7.87	4	3.8						

別紙 WEBPRO条件書

室仕様								⑥ 空調計 算対象 室 (選択)	⑥ 換気計 算対象 室 (選択)	⑥ 照明計 算対象 室 (選択)	⑥ 給湯計 算対象 室 (選択)	⑦ 建築物の名称 (複数建築物の指定)	⑧ 備考
① 階	① 室名	② 建物用途 (選択)	② 室用途		③ 室面積 [㎡]	④ 階高 [m]	⑤ 天井高 [m]						
			大分類 (選択)	小分類 (選択)									
7F	DS3	事務所等	事務所等	機械室	10.35	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
7F	PS5	事務所等	事務所等	機械室	0.74	4	3.8						年間点灯時間が50時間程度以下
7F	男子便所1	事務所等	事務所等	便所	13.66	4	2.5	■	■	■			
7F	女子便所1	事務所等	事務所等	便所	8.54	4	2.5	■	■	■			年間点灯時間が50時間程度以下
7F	DS6	事務所等	事務所等	機械室	2.5	4	3.8						
7F	EV5	事務所等	事務所等	機械室	4.89	4	4						
7F	廊下	事務所等	事務所等	廊下	8.16	4	2.7			■			
7F	EV5機械室	事務所等	事務所等	機械室	4.64	4	3.8		■				
7F	ロビー3	事務所等	集会所等	劇場のロビー	120.72	7.2	6.7	■		■			
7F	議場	事務所等	集会所等	劇場の客席	297.68	12.4	8.5	■		■	■		
7F	入込	事務所等	事務所等	廊下	15.64	4	2.7	■		■			年間点灯時間が50時間程度以下
7F	控室	事務所等	事務所等	喫茶室	14.67	4	2.7	■		■			年間点灯時間が50時間程度以下
8F	傍客席	事務所等	集会所等	劇場の客席	77.97	6.1	5.7	■		■			年間点灯時間が50時間程度以下
8F	階段1	事務所等	事務所等	廊下	45.69	5.2	5			■			
8F	DS4	事務所等	事務所等	機械室	2.68	5.2	5						年間点灯時間が50時間程度以下
8F	EV4機械室	事務所等	事務所等	機械室	12.04	5.2	5		■				年間点灯時間が50時間程度以下
8F	空調機械室1	事務所等	事務所等	機械室	58.72	5.2	5						年間点灯時間が50時間程度以下
8F	廊下	事務所等	事務所等	廊下	18.6	5.2	2.7			■			
8F	EV5	事務所等	事務所等	機械室	5.29	5.2	5.2						年間点灯時間が50時間程度以下
8F	DS6	事務所等	事務所等	機械室	2.68	5.2	5						建築図面1044
8F	空調機械室2	事務所等	事務所等	機械室	46.87	5.2	5						年間点灯時間が50時間程度以下
8F	階段室1	事務所等	事務所等	廊下	24.1	5.2	5			■			年間点灯時間が50時間程度以下
8F	PS3	事務所等	事務所等	機械室	5.76	5.2	5						年間点灯時間が50時間程度以下
8F	EV1-2-3機械室	事務所等	事務所等	機械室	56.04	4	3.8		■				
8F	DS2	事務所等	事務所等	機械室	3.99	5.2	5						年間点灯時間が50時間程度以下
8F	空調機械室3	事務所等	事務所等	機械室	67.61	5.2	5						年間点灯時間が50時間程度以下
8F	展望ロビー	事務所等	事務所等	ロビー	27.08	5.2	4.4	■		■			
PH	階段室1	事務所等	事務所等	機械室	14.67	4.6	4.4						
PH	DS2	事務所等	事務所等	機械室	3.98	4.6	4.4						